

【表紙】

【発行登録番号】	17 - 関東173
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年11月30日
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 湊 信昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 湊 信昭
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成17年12月8日)から2年を経過する日(平成19年12月7日)
【発行予定額】	2,000,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

[社債管理会社を設置しない場合]

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理会社を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には、「期限付劣後債」と「永久劣後債」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額 （円）	未定
各社債の金額（円）	金1億円の1種
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1．利息の計算期間 未定 2．利息の支払場所 未定
償還期限	未定
償還の方法	1．償還金額 未定 2．償還の方法および期限 未定 3．償還元金の支払場所 未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関・登録機関	登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
担保	個別社債には物上担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当行は、当行が国内で既に発行した、または当行が国内で今後発行する、みずほコーポレート銀行債券を除く他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担附切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、個別社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本欄および以下において「みずほコーポレート銀行債券」とは、「金融機関の合併及び転換に関する法律」（昭和43年6月1日法律第86号）第17条の2に基づき発行された、または今後発行される、い号みずほコーポレート銀行債券、みずほコーポレート銀行債券（3年）、みずほコーポレート銀行債券（2年）及び長期信用銀行法（昭和27年6月12日法律第187条）第8条に基づき発行された、い号興業債券を指すものとする。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には担附切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担附切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	未定

（注）1．社債管理会社の不設置

(1) 個別社債には商法第297条ただし書に基づき、社債管理会社は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

2．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。

当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当行が個別社債以外の社債（みずほコーポレート銀行債券を含む。）または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。

(2) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。

当行が破産手続、民事再生手続、会社更生手続、会社整理もしくは特別清算の開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当行が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理もしくは特別清算の開始命令を受けたとき。

(3) 本項第(1)号に規定する事由が発生した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(4) 本項第(1)号の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の額面金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(5) 本項第(2)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

3．登録の抹消による社債券の交付

当行は、社債権者より登録した個別社債について登録機関を経由して登録を抹消し、社債券の発行を請求された場合には、当該社債券を交付する。

4．社債券の喪失等

- (1) 個別社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当行に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当行は、これに代り社債券を交付する。
 - (2) 個別社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、上記(1)に準じて公示催告の手続きをし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。
 - (3) 個別社債の社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
5. 代り社債券等の交付の費用
代り社債券を交付する場合は、当行は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。個別社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合も同様とする。
 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 7. 社債要項の公示
当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
 8. 社債要項の変更
(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）11を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
(2) 上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。
 9. 社債権者集会に関する事項
(1) 個別社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
(2) 個別社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 個別社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 10. 費用の負担
以下に定める費用は当行の負担とする。
(1) 社債等登録法に基づく応募者登録の費用
(2) 本（注）6に定める公告に関する費用
(3) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用
 11. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）
未定

2【新規発行社債（期限付劣後債）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	金1億円の1種
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1．利息の計算期間 未定 2．利息の支払場所 未定
償還期限	未定
償還の方法	1．償還金額 未定 2．償還の方法および期限 未定 3．償還元金の支払場所 未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関・登録機関	登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
担保	個別社債には物上担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。
取得格付	未定

（注）1．社債管理会社の不設置

- (1) 個別社債には商法第297条ただし書に基づき、社債管理会社は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
 - (2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。
- 2．期限の利益喪失に関する特約
当行は、個別社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。
- 3．劣後特約
- (1) 個別社債の償還および利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合
個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1)乃至に準じて行われる場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1)乃至に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、()個別社債に基づく債権、()上記(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1)を除き上記(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)乃至に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)乃至にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、個別社債に基づく元利金の支払請求権

を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 上記(1)の規定により、当行について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における個別社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 登録の抹消による社債券の交付

当行は、社債権者より登録した個別社債について登録機関を経由して登録を抹消し、社債券の発行を請求された場合には、当該社債券を交付する。

5. 社債券の喪失等

- (1) 個別社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当行に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当行は、これに代り社債券を交付する。
- (2) 個別社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、上記(1)に準じて公示催告の手続きをし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。
- (3) 個別社債の社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

6. 代り社債券等の交付の費用

代り社債券を交付する場合は、当行は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。個別社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合も同様とする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）3(2)の規定に反しない範囲で、本（注）12を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 個別社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 個別社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 社債等登録法に基づく応募者登録の費用
- (2) 本（注）7に定める公告に関する費用
- (3) 本（注）10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）

未定

3【新規発行社債（永久劣後債）】

未定

4【社債の引受けおよび社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受証券会社は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	未定
計	-	未定	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

[社債管理会社を設置する場合]

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第3期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日） 平成17年6月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成17年11月30日）までに、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成17年10月3日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成17年11月30日）までに、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成17年10月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

参照書類としての有価証券報告書（第3期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本発行登録書提出日（平成17年11月30日）までの間に生じた変更は以下のとおりであります。なお、変更箇所は__で示しております。

「事業等のリスク」

1．財務面に関するリスク

(3) 自己資本比率に係るリスク

規制の変更による自己資本比率の低下

金融庁が平成17年3月に公表した金融改革プログラム「工程表」においては、自己資本比率規制における繰延税金資産の算入適正化ルールについて検討するとされており、平成17年9月に公表された改正案においては、自己資本比率規制における自己資本のうち、基本的項目（Tier ）に占める繰延税金資産の割合（上限）を、平成18年3月末以降段階的に引き下げるものとされています。

また、日本の銀行の自己資本比率規制は、パーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、パーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の内容変更に伴い、日本においても平成19年3月末より新規規制が適用になる予定です。その見直しに伴って、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行等の自己資本比率が変動する可能性があります。

これらの規制の変更の結果として、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行等の自己資本比率が低下した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

2．業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、商法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用も受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規則の適用も受けております。当行及び当グループは、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、これらの法令諸規制を遵守できなかった場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループは、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づいて優先株式を発行し、経営健全化計画を政府に提出しておりますが、当行及び当グループの業績の悪化等により経営健全化計画を達成できない事態が生じた場合には、監督上の措置等を通じて、当行及び当グループの経営が影響を受ける可能性があります。

2 将来に関する事項について

参照書類としての有価証券報告書（第3期事業年度）には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち「対処すべき課題」において記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日（平成17年11月30日）までの間に、次のとおり変更しております。なお、変更箇所は_で示しております。また、当該有価証券報告書のその他の部分及び上記「1 事業等のリスクについて」に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日（平成17年11月30日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

「対処すべき課題」

当グループは、平成17年度よりお客さまの支持獲得を目指す「未来志向・顧客志向」のフェーズへの転換期を迎えたとの認識に立ち、事業戦略『"Channel to Discovery" Plan』を策定いたしました。この事業戦略は「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」、すなわち、「躍動的で、オープンで、先見性のある」とお客さまに感じていただけるフィナンシャルグループを目指すものであります。

『"Channel to Discovery" Plan』の基本コンセプトであるお客さまの支持獲得に向け、グローバルに通用するフィナンシャルグループを創造すべく、そのアクションプログラムとして「ビジネスポートフォリオ戦略」と「コーポレートマネジメント戦略」を展開してまいります。

〔新たなビジネスポートフォリオ戦略〕

新たなビジネスポートフォリオ戦略の展開にあたり、お客さまニーズに基づきグローバルコーポレート、グローバルリテール、グローバルアセット&ウェルスマネジメントの3つのグローバルグループに再編いたしました。

グローバルコーポレートグループは、大企業・グローバル企業のお客さまのニーズにお応えすべく、グローバルコーポレートバンキング業務とホールセール証券業務の連携を図り、総合金融力を活かした専門性の高い最先端の商品・サービスを提供してまいります。

グローバルコーポレートグループの中核会社であります当行は、お客さまのニーズに世界水準のサービスでお応えし得るグローバル化を推進し、貸出のみならず高度な金融商品を提供し続けるコーポレートバンキング業務を展開しつつ、グループ各社の機能を総動員してサービスの強化を図ってまいります。また、圧倒的なマーケットリーダーとして主導的な立場にあるシンジケート・ローン（協調融資）につきましては、お客さまのファイナンスニーズのあらゆる局面で積極的に活用していくとともに、専門セクションを中心にローン債権市場の拡充を一層推進していくことにより、現在の規模の4倍にあたる100兆円の市場規模への拡大を視野に入れてまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほコーポレート銀行本店
（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし